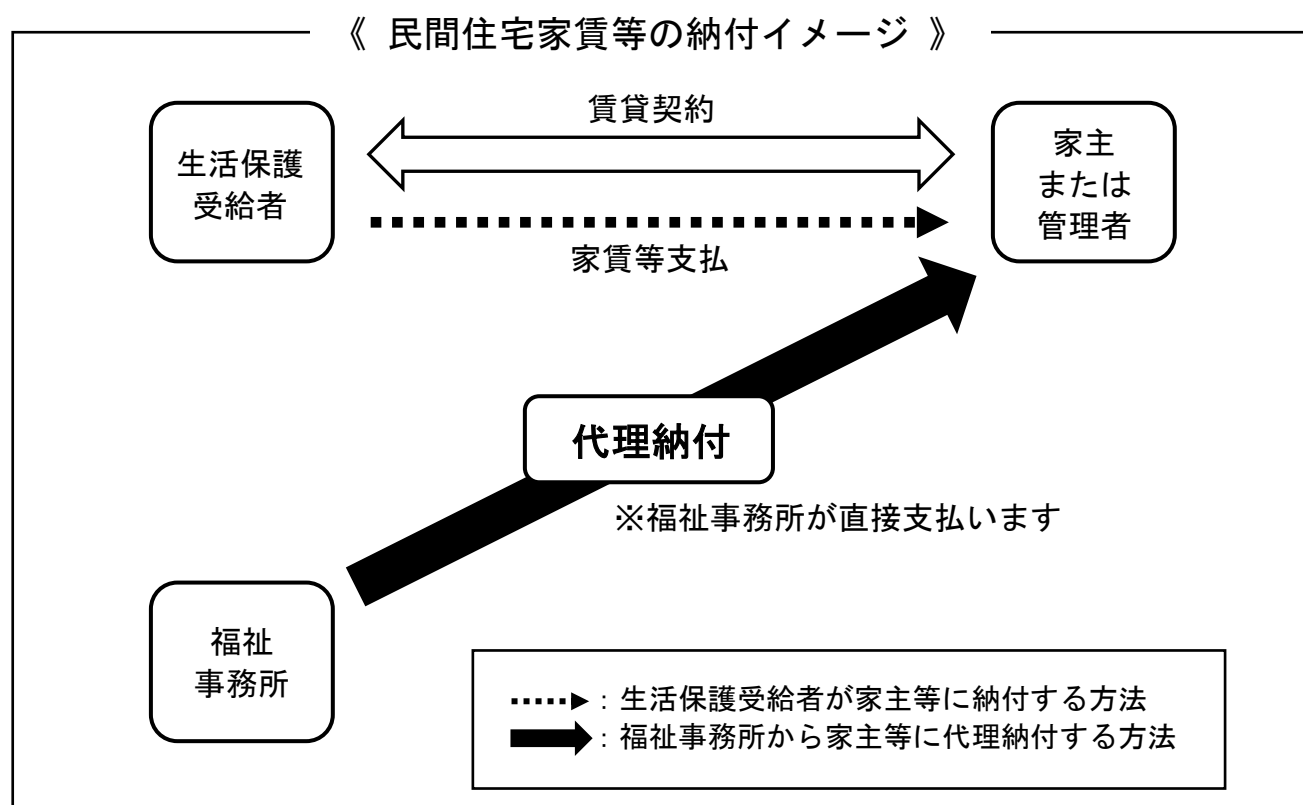


民間住宅の家主・管理者の皆様へ

「民間住宅家賃等の代理納付」とは？

生活保護受給世帯の方が居住する民間住宅の家賃等を生活保護受給世帯の方に代わって福祉事務所が家主等に直接支払うことができる制度です。



●代理納付を利用するには

個々の事情等を確認させていただく必要がありますので、対象となる生活保護受給世帯の方が居住している地域の生活保護業務担当（下記）にご連絡をお願いします。

居住地	担当部署	住所・電話番号
本庁管内の方	生活支援 総務課	函館市東雲町4番13号（本庁舎2階） 0138-21-3283
湯川支所・銭亀沢支所・ 東部4支所管内の方	湯川福祉課	函館市湯川町2丁目40番13号（湯川支所内） 0138-57-6171
亀田支所管内の方	亀田福祉課	函館市美原1丁目26番8号（亀田支所内） 0138-45-5483